

○ 管理対象外施設にかかる光熱水費の徴収について

八幡屋公園内の管理対象外となっている各施設の光熱費は、基本的に各施設において上下水道、ガスの事業者と単独で契約をしているが、下記施設については検針結果を基に使用量に単価（電気料金単価はメンテナンス費を含む。）を掛け、4半期ごとに当該施設の管理者等に請求している。

（光熱水費が発生する主な管理対象外施設）

施設名等	種別	請求方法	使用量の確認	料金の計算
一般財団法人 大阪スポーツみどり財団事務所	電気	請求書発行	自主検針	単価計算
	水道			ビル管理法による積算
	ガス	請求なし	—	—
八幡屋公園喫煙所 （大阪市環境局）	電気	請求書発行	自主検針	単価計算
	水道	請求なし	—	—
	ガス			